

## みやぎゼロカーボン学生アンバサダー設置要綱

### (設置)

第1 2050年脱炭素社会の実現の担い手である学生が、地球温暖化問題に対する理解を深め、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議（以下「県民会議」という。）の活動への主体的な参画を促進することを目的として、みやぎゼロカーボン学生アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

### (活動)

第2 アンバサダーは、県及び県民会議が主催する講習等を通じて地球温暖化対策に関する知識を習得し、県民会議と連携した地球温暖化対策に関する取組（イベント、WEBサイト及びSNSなどを通じた情報発信・普及啓発活動等）に対して必要な協力を行う。

### (委嘱)

第3 知事は、公募により、次の各号のいずれの要件にも該当する者の中からアンバサダーを選考し、委嘱するものとする。

(1) 宮城県内の大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校及び専修学校に在籍すること。

(2) 第2の活動に積極的に参画する意思があること。

2 アンバサダーに応募しようとする者は、別記様式1を、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

### (任期)

第4 アンバサダーの任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (活動場所)

第5 アンバサダーの活動場所は、宮城県内とする。

### (費用弁償等)

第6 アンバサダーに対する謝金は、支給しない。

2 県は、アンバサダーに対し必要な旅費を支給するものとし、その額は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）の例により算定するものとする。

3 県は、アンバサダーのボランティア保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、県は、アンバサダーに対し、名刺、地球温暖化対策に関する広報媒体、その他アンバサダーの活動に必要と認める物品を支給する。

### (報告)

第7 アンバサダーは、第2の活動の実績について、別記様式2により、毎年3月末日までに知事に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8 アンバサダーは、活動を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。任期後も、同様とする。

(解嘱)

第9 知事は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱する。

- (1) 本人から解職の申出があったとき。
- (2) 第3第1項に規定するいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- (3) アンバサダーとしての信用を失墜させる行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事がアンバサダーとしての適格性を欠くと認めたとき。

(事務)

第10 アンバサダーの運営に関する事務は、宮城県環境生活部環境政策課が所掌する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、アンバサダーの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月13日から施行する。



# みやぎゼロカーボン学生アンバサダー 活動実績報告書



氏名（よみがな）

〇〇 〇〇 ( )

学校名 / 学部・学科・専攻等 / 学年

/ / 年

## 活動実績

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※図表・写真・イラスト等を活用し、活動内容を明確に記載してください。

## 県やアンバサダー制度に対するご意見（要望・感想等）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇